

建第 966 号  
平成 29 年 12 月 13 日

一般財団法人熊本県建築住宅センター 理事長  
公益社団法人熊本県建築士会 会長  
一般社団法人熊本県建築士事務所協会 会長  
一般社団法人熊本県建築協会 会長  
熊本県建築組合連合会 会長

様

熊本県土木部長  
(公印省略)

熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項の改正について（通知）  
このことについて、平成 27 年 6 月 25 日施行の熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項を別添のとおり改正し、平成 30 年 1 月 1 日から施行しますので通知します。

【問合せ先】

熊本県 土木部 建築住宅局  
建築課 建築指導班 八木  
096-333-2534

## 熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項の改正概要

### 1 経緯

平成29年7月1日に国土交通省において、建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保することを目的として、「一級建築士の懲戒処分の基準」のうち定期講習受講義務違反に係る規定が改正された。

県が所管する二級建築士及び木造建築士についても、一級建築士と同様に定期講習受講義務があり、建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保するため、「熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項」のうち定期講習受講義務違反に係る規定の見直し等を行う。

※定期講習とは

建築技術の高度化や法改正等に適確に対応し、設計等の業務を適正に実施することを目的として、3年に1回、建築士事務所に所属する建築士に受講が義務付けられている講習。

### 2 改正項目

#### 改正1

定期講習を受講しない建築士に対する処分の重み付け（ランク）の細分化【別表第1・表1】

現行		改正後	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で受講しなかった場合</li> <li>・特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合 等</li> </ul>	<p>【処分ランク2】</p> <p>長期の場合は処分ランク5</p>	<p>①受講期間内に定期講習を受講しなかった場合</p>	<p>【処分ランク1】</p> <p>文書注意</p>
		<p>②①による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合</p>	<p>【処分ランク2】</p> <p>戒告</p>
		<p>③②による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講せず、長期にわたり未受講状態が継続するなど、悪質性が高い場合</p>	<p>【処分ランク5】</p> <p>業務停止2月</p>

#### 改正2

過去に懲戒処分を受けた者に対する処分ランクの加重方法の改正【第4条】

通常、過去に処分を受けた者は、前回の処分ランクに応じて加重をして処分を行うが、上表①又は②の処分に限り、加重をせずに処分を行う。

#### 改正3

誤植の修正等

### 3 県政パブリック・コメントの実施結果

意見募集期間：平成29年9月11日～10月10日

意見募集結果：意見なし